

◇国際会議報告◇

IFRS-IC 会議（2024 年 3 月）出席報告

みずほ証券(株) グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長

企業会計基準委員会 非常勤委員

IFRS 解釈指針委員会委員

熊谷 五郎

1. はじめに

2024 年 3 月 5 日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」という。）がロンドンにて対面開催された。対面開催の場合は、通常 2 日間の日程で行われるが、今回は議題不足で、1 日のみの開催となった。

2. 全体のスケジュール

2024 年 3 月の IFRS-IC 会議の議題は、①IASB の検討を求めるアジェンダ決定 2 本：AP2「気候関連コミットメント（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」）、AP3「引継期間中の継続雇用を条件とする支払」（IFRS 第 3 号「企業結合」）、②その他の事項 2 本：AP4「IFRS 第 9 号『金融商品』の適用後レビュー」、AP5「仕掛中の作業」の実質 4 本であった¹。

3. 議事概要

以下では、AP 2、AP4 について議論の概要を報告する。なお、AP3 はほとんど論点がなく 2 名の委員が意見を述べたのみで、30 分の審議予定に対して、7 分弱で終了した。また AP5 も、スタッフから仕掛中の案件についての説明があったのみで、予定通り 5 分弱で終了した。

① AP2 「気候関連コミットメント（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」

本件は、2023 年 11 月からの継続案件で、温室効果ガス排出量削減に関するコミットメントによって、①企業には推定的義務が生じるか否か、②推定的義務が生じる場合、引当金

¹ 毎回 AP 1 は前回会議の要約、IFRIC Update で議論しない。

の要件を満たすか、③引当金の決済に必要な支出は資産として認識されるか、費用として認識されるか、について明確化を求めるものであった。

IFRS-IC は、温室効果ガス削減に関する企業のコミットメントについての事実パターン（設例）に基づいて、IAS 第 37 号の要求事項がどのように適用されるか検討した。

その結果、暫定的アジェンダ決定では、以下の解釈が示された。

- ① 企業のコミットメントによって推定的義務が生じるか否かは、事実及びそれを取り巻く状況に応じて決まる。
- ② 声明が推定的義務を生じさせる場合、
 - i. 企業は声明を行う時点で引当金を認識しない。その時点では、推定的義務は過去の事象の結果としての現在の義務ではない。
 - ii. 企業がコミットメント達成目標年及びその後に温室効果ガスを排出するにつれて、過去の排出量を相殺するために必要となるカーボン・クレジットを消却する現在の義務が生じる。過去の排出量を相殺するために必要となるカーボン・クレジットをまだ消却しておらず、義務の金額について信頼性のある見積りを行うことができると仮定した場合、企業は引当金を認識する。
- ③ 引当金の決済に必要な支出は費用として認識される。

2023 年 11 月 IFRIC Update で示された暫定的アジェンダ決定に対して、要望書提出者より、要望書の再提出があった。再要望書では、当該暫定的アジェンダ決定は、企業の温室効果削減コミットメントに対して引当金を即時認識しないという現行実務を追認するものでしかなく、企業のトランジションに向けた検討を阻害しかねないとの懸念が示されていた。要望提出者は、当初要望書における事実パターンには限界があったとして、再要望書では、IFRS-IC に対して、①石油・ガスセクター、②化学・鉄鋼等カーボンニュートラルの達成が困難なセクターについてより具体的かつ詳細な事実パターンに基づき、再検討を求めている。

しかし IFRS-IC での検討の結果、再要望書で示された事実パターンに基づいても、IFRS 会計基準の要求事項の分析結果は変わらず、当該暫定的アジェンダ決定に、若干の字句修正を加えて最終化されることとなった。国際会計基準審議会（IASB）は、当該アジェンダ決定最終化案を 2024 年 4 月の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2024 年 4 月 IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

② AP4「IFRS 第 9 号『金融商品』の適用後レビュー」

本件は、IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビュー、特に予想信用損失（ECL）モデルと減損の要求事項に関するもので、IFRS-IC から IASB へのインプットを目的としていた。

特に①グループ内の金融商品、②ローン・コミットメント、③金融保証契約、④購入又は組成した信用減損金融資産のそれぞれのケースについて、ECL モデルを適用するにあたって、どのような実務上の課題があるか、各委員よりコメントがあった。

4. 次回の予定

4月のIFRS-IC会議はビデオ開催の予定であったが、アジェンダ不足のために中止となった。次回は6月11日―12日にロンドンで対面開催される。筆者は2018年9月より2期6年間にわたりIFRS-IC委員を務めてきたが、次回で任期を満了し、退任予定である。